



引渡

旧軍人軍属等遺骨の送還経費見積

49. 12. 5  
北東アジア課

1. 835体送還した場合

$$1 \text{体} \times 20,000 \text{円} \times 835 \text{体} = 16,700,000 \text{円}$$

$$16,700,000 \text{円} \div 400 \text{円} = 41,750 \text{円}$$

$$41,750 \text{円} \times 300 \text{円} = 12,525,000 \text{円}$$

2. 948体送還した場合

$$1 \text{体} \times 20,000 \text{円} \times 948 \text{体} = 18,960,000 \text{円}$$

$$18,960,000 \text{円} \div 400 \text{円} = 47,400 \text{円}$$

$$47,400 \text{円} \times 300 \text{円} = 14,220,000 \text{円}$$

(註) 46年当時「未帰還者留守家族援護法」  
により日本人遺族等へ遺骨引渡しのときは  
葬料10,000円、引取経費3,500円支給  
といふから、1体10,000円とVEが  
現在葬料22,000円、引取経費3,500円と  
なっている。1体20,000円とVE2計算  
した。なお、1ドルは400円、1ドルは  
300円 ~~と~~ した。